

甲府相川ケアセンター 通所リハビリテーション
重要事項説明書
《令和6年4月1日現在》

社会福祉法人山梨櫨の会が運営する甲府相川ケアセンター 通所リハビリテーションは、ご契約者に対して通所リハビリテーションを提供します。提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山梨櫨の会
代表者名	臼井 行夫
所在地・連絡先	(住所) 山梨県甲府市塚原町359 (電話) 055-252-1600 (FAX) 055-252-1602
設立年月日	平成10年9月7日
事業内容	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 児童養護施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 介護老人保健施設の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人短期入所事業の経営 (ニ) 特定相談支援事業の経営 (ホ) 障害児相談支援事業の経営 (ヘ) 障害児通所支援事業の経営 (ト) 児童自立生活援助事業の経営 (チ) 共同生活援助事業の経営 (3) 公益を目的とする事業 (イ) 地域包括支援センターの事業 (ロ) 市町村地域生活支援事業（日中一時支援事業）

2. 施設概要

事業所名	介護老人保健施設 甲府相川ケアセンター 通所リハビリテーション
事業所種類	通所リハビリテーション事業所

介護保険指定番号	1950180032
所在地	山梨県甲府市塚原町359
電話番号	055-252-1600
管理者	長沼 宏
開設年月日	平成11年9月22日
利用定員	36名

3. 運営方針

- (1) 介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活にもどることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。
- この目的に沿って、当施設では、
- 以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設甲府相川ケアセンターの運営方針]

あ：愛情と（Smile and Warmth）

私たちは、お客様をひとつ屋根の下で暮らす家族のように‘ぬくもり’の心でケアを行います。

い：生きがいをもって（Pride）

私たちは、仕事に誇りを持ち、お客様に第2の人生の生きる目的を持っていたくよう努力します。

か：家庭復帰を目指す（Support）

私たちは、お客様の自立を支援し在宅に復帰できるよう働きかけます。

わ：和のサービス（Peace）

私たちは、チームの一員という自覚を持ち互いに思いやりを持ちながら、常にお客様の立場にたってサービスを提供します。

4. 職員体制（通所リハビリテーション）

職種	人数
医師	1名以上
支援相談員	1名以上
看護師	1名以上

理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師・准看護師若しくは介護職員	4名以上
管理栄養士	1名以上

5. 営業日等

- (1) 営業日 月～土曜日（12月31日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前8時20分～午後5時20分
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後3時30分
- (4) 通常の事業実施地域 甲府市

6. サービス内容

(1) 基本サービス

- ① 通所リハビリテーション計画の作成
居宅サービス計画書に沿って作成します。
- ② 健康状態の確認
利用日毎の体温・血圧測定、月1回の体重測定を行い、日々の体調のチェックを行います。
- ③ リハビリテーションの提供
理学・作業療法士によるリハビリテーションを提供します。
- ④ 入浴
ご利用者の身体状況に応じて、一般浴または機械浴の支援を行います。
- ⑤ 食事
管理栄養士が立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
食事用エプロンが必要な方は、衛生管理上使い捨てエプロンを使用させていただきます。
- ⑥ 送迎
自宅から事業者間の送迎を行います。車椅子の方でも利用できるようリフト車を用意しています。
天候・道路状況・ルート作成上により、時間が前後することもあります。ご了承ください。
- ⑦ 日常生活の支援
ご利用者の身体状況により、移動介助・排泄介助等を行います。
- ⑧ 生活相談
在宅生活上の相談に応じます。

(2) その他サービス

① 教養・娯楽

ご利用者の希望により、レクリエーションに参加することができます。

② 理美容

ご利用者の希望により、理美容師の出張サービスを受けることができます。

1回 2000円 利用料と合算で請求させていただきます。

③ 汚染物

排泄物等で汚染された衣類は感染予防の為、こちらで業者洗濯に出させていただきます。

1袋 165円

④ 上記以外のサービス

上記以外のサービスにつきましては、その都度ご利用者またはご家族に事前に了承を得た上で行います。

7. 利用料金及びその他の費用

※別紙に規定する利用料金をご参照ください。

※介護保険給付体系またはサービス体系に変更があった場合、利用料金等を変更することがあります。その場合は、利用者またはご家族に対して事前に説明を行い、同意を得るものとしします。

8. 利用料金等の支払い方法

(1) 原則として指定銀行からの口座振替（自動引落し）となります。

(2) 請求書（前月分）を毎月10日迄に郵送し、振替日は当月の25日となります。

(3) 指定銀行は甲府信用金庫、山梨中央銀行、ゆうちょ銀行です。なお、口座振替手数料を別途ご負担いただきます。

9. 身体拘束について

原則として身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（施設医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合があります。その際には事前に説明、同意を得たうえでさせていただきます。

10. 高齢者虐待について

(1) 当施設では、入所者等の人権擁護・虐待の防止等のための委員会を設け、職員に対する人権擁護、虐待防止を啓発するための研修を実施していきます。

(2) サービス提供中に、虐待を受けたと思われるサービス利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村へ通報します。

11. 苦情について

(1) 当施設では、利用者・家族の方々へより良いサービス提供を目的とするため、

苦情・相談窓口として、リスクマネジメント委員会苦情対応委員を設けています。
苦情受付責任者を施設長（施設医師）とし、各フロアーに苦情受付担当者を置き、
広く、利用者・家族の苦情・相談に対し、施設としての対応を可能な限り
早急に検討します。

- (2) 当事業所の通所リハビリテーションに関するご相談・苦情・ご要望を承ります。

お客様相談・苦情受付責任者

支援相談員 浅川 辰哉

TEL 055-252-1600

- (3) 当事業所以外に、市町村の介護保険相談窓口等に苦情を申し立てることもできます。

甲府市役所長寿介護課

TEL 055-237-5473

山梨県国民健康保険団体連合会

TEL 055-233-9201

- (4) 第三者委員への報告

受け付けた苦情は第三者委員へ報告します。

第三者委員

青木 志保 TEL 055-268-3155

高橋 正憲 TEL 055-287-6225

12. 緊急時の対応

サービス提供中に急変等があった場合は、速やかに利用者のご家族、主治医、
救急隊、居宅介護支援事業者等に連絡する等必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族に連絡するとともに必要な措置
を講じます。
- (2) ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
但し、ご利用者またはそのご家族等に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を
減ずることができます。

14. 非常災害対策

- (1) 災害時は非常災害対策計画に基づき対応します。
- (2) 防災訓練は防災管理者の指示のもと年2回実施します。

15. 損害賠償

- (1) 事業所内の設備備品等は従来用途に従って利用してください。
- (2) 事業所や設備について、利用者の故意または過失によって滅失、破損、汚損等した
場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の対価をお支払いいただ
きます。

16. お心付けの辞退について

当法人の方針といたしまして、職員へのお心付けは固くご辞退申し上げます。

ご利用者やご家族からお菓子の詰め合わせやジュースやコーヒーのセット、ハンカチ、靴下、商品券や現金などをお受けすることはできません。

特に、入所・退所時やお中元・お歳暮の時期にお気遣いいただくことがありますが、一切お受けすることができませんのでご了承くださいますようよろしくお願い致します。

当法人では、誰もが気兼ね無くサービスを利用することができ、誰に対しても公正公平な支援を提供していきます。

何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

17. その他

(1) 貴重品の持込みは紛失・破損の可能性があります。十分にご注意してください。

入浴を希望される場合、指輪等アクセサリは紛失しやすいので特にご注意ください。

(2) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

(3) ご利用者またはご家族の希望に応じて、サービス提供記録を開示しています。

お気軽にお申し出ください。

(4) 施設内では基本的に現金は必要ありません。 紛失を避けるためにも所持金は持たないよう、お願い致します。

(5) 衛生管理上爪きりは個人でお持ちいただきます。

(6) 食中毒防止の為、食品の持込みはご遠慮ください。

(7) ご利用者同士の私物のやり取りはご遠慮ください。

(8) お持込みいただいた持ち物が、紛失した際は、当施設では責任を負いかねますので、ご了承くださいと思います。

甲府相川ケアセンター通所リハビリテーションのサービスを利用するに当たり、説明者から上記より重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ 印

利用者の 住所
身元引受人

氏名 _____ 印

甲府相川ケアセンター通所リハビリテーション

説明者 _____ 印